

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和52年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告)</p> <p>第10条 法第52条第1項の規定による動物の所有者等の報告は、動物の所有者にあっては当該動物の所在地の属する市町の区域を、獣医師にあっては当該獣医師が開設し、又は勤務している診療施設の所在地の属する市町の区域を、家畜の伝染性疾患の病原体の所有者にあっては当該所有者の住所地の属する市町の区域を、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者にあっては当該催物の開催場所の所在地の属する市町の区域を、化製場、死亡獣畜取扱場又はと畜場の所有者にあっては当該施設の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長にしなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(報告)</p> <p>第10条 法第52条の規定による動物の所有者等の報告は、動物の所有者にあっては当該動物の所在地の属する市町の区域を、獣医師にあっては当該獣医師が開設し、又は勤務している診療施設の所在地の属する市町の区域を、家畜の伝染性疾患の病原体の所有者にあっては当該所有者の住所地の属する市町の区域を、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者にあっては当該催物の開催場所の所在地の属する市町の区域を、化製場、死亡獣畜取扱場又はと畜場の所有者にあっては当該施設の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長にしなければならない。</p> <p>2 略</p>

第5号様式（第3条関係）

検査、注射、薬浴又は投薬証明書交付申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあっては、
その名称及び代表
者氏名)

次のとおり（検査、注射、薬浴、投薬）証明書の交付を受けたいので、申請します。

区 分	家畜の 種 類	頭数、羽数 又は群数	手 数 料		所 有 者 (管 理 者)	
			単 価 円	金 額 円	住 所	氏 名
		頭 羽 群				

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 2 区分の欄は、検査の場合にあっては伝染性疾患の種類を、注射、薬浴又は投薬の場合にあっては伝染性疾患又は薬品の種類を記入してください。
 3 所有者（管理者）の欄は、申請者と異なる場合のみ記入してください。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の第5号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第5号様式（第3条関係）

検査、注射、薬浴又は投薬証明書交付申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあっては、
その名称及び代表
者氏名)

次のとおり（ ）の（検査、注射、薬浴、投薬）証明書の交付を受けたいので、申請します。

家畜の 種 類	頭数、羽数 又は群数	手 数 料		所 有 者 (管 理 者)	
		単 価 円	金 額 円	住 所	氏 名
	頭 羽 群				